

# 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームうらら 運 営 規 程

## 第1条（目的）

この規程は、医療法人雄久会が設置運営する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第2条（事業の目的）

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

## 第3条（運営の方針）

- 1 本事業所において提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明し、同意を得る。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

## 第4条（事業所の名称及び所在地）

本事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

|     |                |
|-----|----------------|
| 名称  | グループホーム うらら    |
| 所在地 | 福井市木田1丁目3308番地 |

## 第5条（従業者の職種・員数及び職務内容）

本事業所に勤務する従業者の職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

### 第1ユニット（2階）

#### ① 管理者1名（ユニット管理者・計画作成担当者と兼務・常勤）

介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、現場で発生する事象を最前線で把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。また、入居者の日常生活状況等の把握

に努め介護計画（個別プラン計画）に基づき必要な食事、入浴、及び排泄等の援助並びに金銭管理の指導、健康管理の助言等生活指導を行うとともに緊急時の対応を行う。

② 計画作成担当者 1 名（ユニット管理者・介護職と兼務・常勤）

入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別ケアプランを作成する。

③ 介護職員

サービス活動時間帯・・・ 8：00～20：00

管理者の指示を受け、サービス活動時間帯に入居者の日常生活状況等の把握に努め、個別ケアプラン計画に基づき必要な食事、入浴、及び排泄等の援助並びに金銭管理の指導、健康管理の助言等生活指導を行うとともに緊急時等の対応を行う。

サービス活動以外の時間帯・・・ 20：00～8：00

管理者の指示を受け、夜間時間帯に常勤業務に従事し、入居者の急変、行動などに常に注意するとともに、夜間時間帯の安全管理を行い、緊急時等の対応を行う。

第2ユニット（3階）

① 管理者 1 名（第1ユニットと兼務・常勤）

職務内容は第1ユニットと同じ

② 計画作成担当者 1 名（介護職と兼務・常勤）

職務内容は第1ユニットと同じ

③ 介護職員

職務内容は第1ユニットと同じ

第6条（利用定員）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護利用定員は、

第1ユニット（2階）9名、第2ユニット（3階）9名

合計2ユニット 18名とする。

第7条（介護の内容）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

- ① 入浴・排泄・食事・着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談・援助等

第8条（内容および手続の説明および同意）

事業所は指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、サービスの内容や提供方法について重要事項説明書を交付して説明を行い、文書により利用申込者の同意を得る。

## 第9条（介護計画の作成）

- 1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成し、利用者及び家族に対し説明し、同意を得た上で、計画書を利用者に交付する。
- 2 介護計画の作成、変更に際して、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得え変更した計画書を利用者等に交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

## 第10条（利用料等）

- 1 本事業が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別紙利用料金表に規定する料金の支払いを受ける。

①家賃

②食事材料費

③水道光熱費

④理美容代

⑤オムツ代

⑥電気代

⑦行事・趣味活動費

実費

⑧嗜好品

実費

⑨健康管理費

インフルエンザ予防接種等

実費

- 2 事業者は、利用者または利用者代理人に対し、毎月10日頃に前月の利用料等の請求書を送付する。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付する。
- 3 利用者または利用者代理人は銀行口座引き落としによって当月末日までに支払いを行うものとする。
- 4 利用料の変更は、事業者が利用者に対して、30日前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができる。
- 5 利用者が利用料の変更を承認する場合、事業者は新たな利用料に基づく利用料説明書を作成、説明し、文書により同意を得るものとする。
- 6 利用者は、利用料の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、利用契約を解除することができる。

## 第11条（入退居に当たっての留意事項）

- 1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者（予防の場合、要支援2）であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
  - ② 自傷他害のおそれがないこと
  - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合、又は別途規定する（介護予防）認知症対応型共同生活介護従業者の就業が害されることを防止するための方針に抵触する場合には、事業者は、30日前までに文書により通知することで、利用契約を解約することが出来る。
  - 3 利用者が病気の治療等その他のために長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となった場合、利用契約は自動的に終了されるものとする。
  - 4 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

#### 第12条（造作・模様替え等の制限）

- 1 利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをする時は、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければならない。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は、利用者及び利用者代理人の負担とする。
- 2 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできない。
- 3 利用者及び利用者代理人は、居室外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはならない。

#### 第13条（秘密保持等）

- 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者または家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

#### 第14条（利用者に関する市への通知）

利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知する。

- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと思われるとき
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき

#### 第15条（苦情処理）

- 1 提供した指定（介護予防）認知症対応共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等必要な措置を講じる。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供するサービスに関して、市からの文書の提出・提示の求め、または市職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市から指導または助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行う。

- 4 市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告する。
- 5 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

#### 第16条（身体の拘束等）

- 1 事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束を行わない。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合にはこの限りではない。しかし、その場合も速やかな解除に努め、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過を利用者代理人に報告する。
- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図る。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 5 上記2については、運営推進会議を活用することができることとする。

#### 第17条（事故発生時の対応）

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

#### 第18条（緊急時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合は速やかに主治医またはあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

#### 第19条（非常災害対策）

事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成すると共に、当該計画に基づく次の業務を実施する。なお事業所は訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

- ① 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- ② 消防設備、施設等の点検及び整備
- ③ 従業者の火気の使用または取扱いに関する監督

- ④ その他防火管理上必要な業務
- ⑤ 非常災害時訓練

## 第20条（衛生管理）

- 1 事業所は、利用者に対するサービス提供に使用する設備、備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

## 第21条（虐待の防止）

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 成年後見制度の利用を支援する。
- 二 苦情解決体制を整備する。
- 三 介護相談員を受け入れる。
- 四 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 五 虐待防止のための指針を整備する。
- 六 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修を実施。
- 七 前六項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 八 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報する。

## 第22条（地域との連携など）

- 1 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。
- 4 事業所は、運営推進会議の開催に当たりテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者又はその家族の同意を得るものとする。

#### 第23条（業務継続計画等の策定）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第24条（サービス提供の記録）

- 1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書類に記載する。
- 2 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

#### 第25条（記録の整備）

- 1 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
  - ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画
  - ② 第14条に規定する市への通知にかかる記録
  - ③ 第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - ④ 第16条に規定する身体拘束等の様態および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
  - ⑤ 第17条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
  - ⑥ 第24条第2項に規定する提供した具体的サービスの内容の記録

#### 第26条（その他運営についての重要事項）

- 1 事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、

認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

① 採用時研修・・・・・・・・採用後1ヶ月以内

② 継続研修・・・・・・・・年2回

2 事業所は、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人雄久会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 付 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。